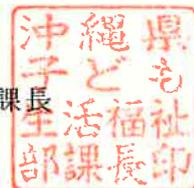


子障第16号
平成28年4月6日

一般社団法人沖縄県建築士事務所協会長

沖縄県子ども生活福祉部障害福祉課長



「沖縄県福祉のまちづくり条例運用基準」の改定について（通知）

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

また、平素より本県の福祉のまちづくりの推進にご協力いただき感謝申し上げます。

さて、みだしのことについて、平成25年3月27日付け「沖縄県福祉のまちづくり条例運用基準」を制定し、運用しておりますが、別紙のとおり改定しましたので送付いたします。

つきましては、ホームページ等で当該基準の周知のご協力をお願いいたします。

なお、近日中に県のホームページでの公表も予定しております。

記

1. 「沖縄県福祉のまちづくり条例運用基準」

担当

沖縄県子ども生活福祉部 障害福祉課
計画推進班 安慶名 賢也

TEL 098-866-2190 FAX 098-866-6916

E-mail nagamikn@pref.okinawa.lg.jp



沖縄県福祉のまちづくり条例運用基準

制定日：平成 25 年 3 月 27 日

改定：平成 28 年 3 月 31 日（平成 28 年 4 月 1 日施行）

1. 手続き等

- 1-1 「生活関連施設」と「特定生活関連施設」とで、条例の適用はどのように異なりますか。
- 1-2 事前協議の手続きが必要となるのはどのような場合ですか。
- 1-3 増築等（増築、改築、大規模の修繕、大規模の模様替え、用途の変更）の場合の取り扱いについて
- 1-4 生活関連施設において増築等（増築、改築、大規模の修繕、大規模の模様替え、用途の変更）を行った場合、既存部分についても基準適合義務がありますか。
- 1-5 同一敷地内に同一用途の複数の建築物がある場合、特定生活関連施設の判断について
- 1-6 1 の建築物に 2 以上の用途がある場合、特定生活関連施設の判断について
- 1-7 1 敷地内に複数棟の計画がある場合、事前協議は敷地単位ですか。または棟単位ですか。
- 1-8 1 の建築物に複数の同一用途がある場合、特定生活関連施設の判断について
- 1-9 用途の変更を行う場合の取り扱いについて
- 1-10 建築物の「部分」について適合証は交付できますか。
- 1-11 一部適合の場合、適合証は交付できますか。
- 1-12 小規模建築物に関する整備基準に適合する施設に適合証を交付できますか。
- 1-13 国や県、市町村が建設する施設の通知先はどこですか。
- 1-14 計画の変更を行う場合の協議はいつ行いますか。
- 1-15 バリアフリー法の特別特定建築物に該当する施設は、事前協議の対象ですか。
- 1-16 公園等に適合証は交付できますか。

2. 生活関連施設の定義等

- 2-1 建築基準法における仮設建築物は条例の適用対象となりますか。
- 2-2 グループホームは条例の適用対象となりますか。
- 2-3 認可外保育施設は条例の適用対象となりますか。
- 2-4 学童保育（放課後児童クラブ）は条例の適用対象となりますか。
- 2-5 集会場は条例の適用対象となりますか。
- 2-6 宗教法人の礼拝施設は条例の適用対象となりますか。
- 2-7 携帯電話ショップは条例の適用対象となりますか。
- 2-8 郵便局は条例の適用対象となりますか。
- 2-9 銀行 A T M のコーナーは条例の適用対象となりますか。
- 2-10 ガソリンスタンドは条例の適用対象となりますか。
- 2-11 百貨店、マーケット等の施設内に設けられる飲食店、ゲームセンターは条例の適用対象となりますか。
- 2-12 ホテル、旅館内に設けられる飲食店、物品販売店、サービス店舗等は条例の適用対象となりますか。

- 2-13 英会話教室、学習塾、音楽教室、書道教室、華道教室、料理教室等は条例の適用対象となりますか。
- 2-14 犬猫病院は条例の適用対象となりますか。
- 2-15 整骨院は条例の適用対象となりますか。
- 2-16 フィットネスクラブ、スポーツクラブ、ゴルフ練習場、バッティング練習場は条例の適用対象となりますか。
- 2-17 マージャン店、パチンコ店、ゲームセンターは条例の適用対象となりますか。

3. 基準の解釈等

- 3-1 床面積とは何ですか。
 - 3-2 利用居室とは何ですか。
 - 3-3 多数の者が利用する部分とは何を指しますか。
 - 3-4 出入口、廊下、傾斜路の有効幅員はどの寸法ですか。
 - 3-5 物販店の陳列棚間の通路は廊下等に該当しますか。
 - 3-6 転回できる広さと回転できる広さの区別は何ですか。
 - 3-7 階段の踏面の端部とその周囲の部分との色の明度の差が大きいこと等により段を容易に識別できるものとするとはどういうものですか。
 - 3-8 階段のつまずきにくい構造とはどういうものですか。
 - 3-9 次のような階段のうち認められる（「回り段」に該当しない）ものはどれですか。
 - 3-10 学校等に車いす使用者用駐車場は必要ですか。
 - 3-11 案内設備とは何ですか。
 - 3-12 視覚障害者用誘導用ブロック（線状ブロック等および点状ブロック等の色は決められていますか。
 - 3-13 道等から案内設備までの視覚障害者誘導用ブロックの敷設について、老人福祉施設、児童福祉施設等は、敷設義務の対象ですか。
 - 3-14 通所系の福祉施設は、視覚障害者用ブロックの敷設の義務対象ですか。
 - 3-15 老人ホームは視覚障害者誘導用ブロックの敷設の義務対象ですか。
 - 3-16 複数のテナントが集まった施設の場合、視覚障害者誘導用ブロックの敷設はどこに必要ですか。
 - 3-17 視覚障害者利用円滑化経路において、車路と交差する部分はどのような配慮が必要ですか。
 - 3-18 スポーツ施設に設ける車いす使用者用浴室等について、シャワー室の設置でもよいですか。
 - 3-19 シャワーブースの大きさはどの程度必要ですか。
 - 3-20 ファストフード店に有るような注文カウンターは、受付カウンター等に該当しますか。
 - 3-21 共同住宅で廊下の転回場所（1.4m×1.4mのスペース）は必要ですか。その場合、階段入口やエレベーターの乗降ロビーが基準を満たしている場合、転回場所としてよいですか。
 - 3-22 エレベーター等の付近に掲示する、その旨を表示する標識は、各階に設ける必要がありますか。
 - 3-23 オストメイト用設備を設ける必要のある用途の既存施設に増築を行うことで、増築後の用途面積の合計が、2,000平方メートル以上となる場合、オストメイト対応設備の設置は必要ですか。
- ※朱書き部分が改定箇所となります。

1. 手続き等

1-1 「生活関連施設」と「特定生活関連施設」とで、条例の適用はどのように異なりますか。

「生活関連施設」は、多数の人が利用する建築物など、条例の適用の対象となる施設です。

「生活関連施設」のうち特に高齢者、障害者等が社会生活を営む上で整備を促進する必要な施設が「特定生活関連施設」であり、「特定生活関連施設」については、より確実な整備が図られるよう、新築等の工事着工前に事前協議を行うなどの手続きを規定しています。

※なお、「生活関連施設」と「特定生活関連施設」とでは、事前協議等の手続きの有無が異なるだけであって、整備基準への適合義務についてはどちらも同様です。

関連条文：条例第2条、15条、20条

1-2 事前協議の手続きが必要となるのはどのような場合ですか。

条例第20条第1項の事前協議の手続きは、「特定生活関連施設」に該当する建築物の新築等（新築、新設、増築、改築、移転、大規模の修繕、大規模の模様替え、用途の変更）を行う際に必要となります。ただし、次の場合は、事前協議の必要はありません。

- ・確認の申請（建築基準法）を必要としない新築等
- ・新築等の対象となった部分およびそれに関連する部分に適用すべき整備基準がないもの

関連条文：条例第20条、規則別表第2

1-3 増築等（増築、改築、大規模の修繕、大規模の模様替え、用途の変更）の場合の取り扱いについて

増築後の面積が特定生活関連施設の面積要件に該当する場合は、福祉のまちづくり条例の事前協議が必要となります。

ただし、増築部分およびそれに関連する部分に適用すべき整備基準がない場合、事前協議は不要です。

関連条文：条例第20条、規則別表第2

1-4 生活関連施設において増築等（増築、改築、大規模の修繕、大規模の模様替え、用途の変更）を行った場合、既存部分についても基準適合義務がありますか。

増築等の部分の面積が200㎡以上の場合には、増築等の部分に加え増築等の部分から道等までの経路、多数の者が利用する便所や多数の者が利用する駐車場の整備及びそこまでの経路については、既存部分においても整備基準を満たす必要があります。

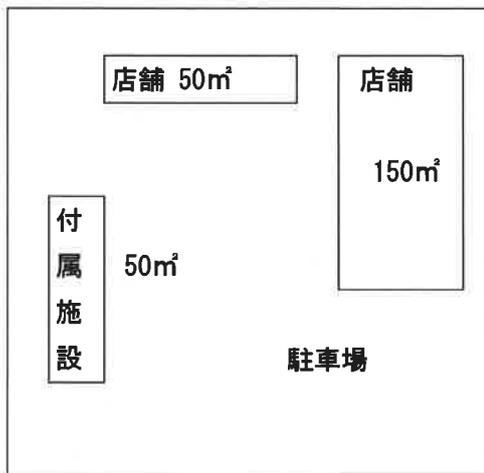
関連条文：条例第20条、規則別表第2

1-5 同一敷地内に同一用途の複数の建築物がある場合、特定生活関連施設の判断について

生活関連施設が特定生活関連施設になるか否かの判断は、棟ごとに行います。同一敷地内に別棟の便所等整備項目のある施設が設けられている場合は、当該施設はその敷地にある主要な用途の施設の付属施設とみなします。（判断の際に面積は合算しない。）

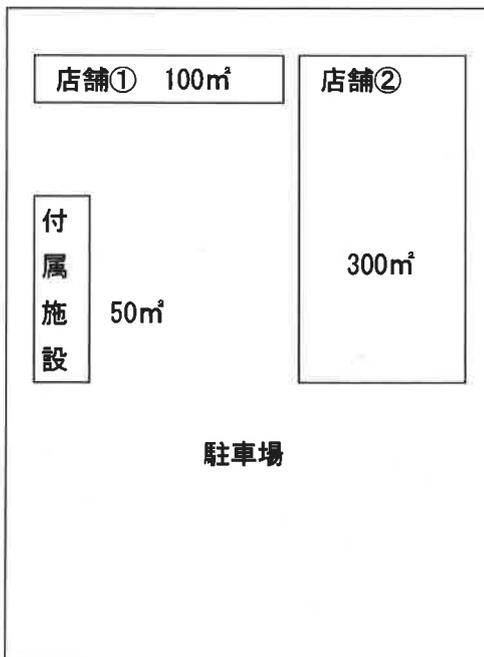
ただし、複数棟型のホテルの場合は管理単位で判断します。

【事例1】同一敷地内に同一用途の複数の建築物がある場合（その1）



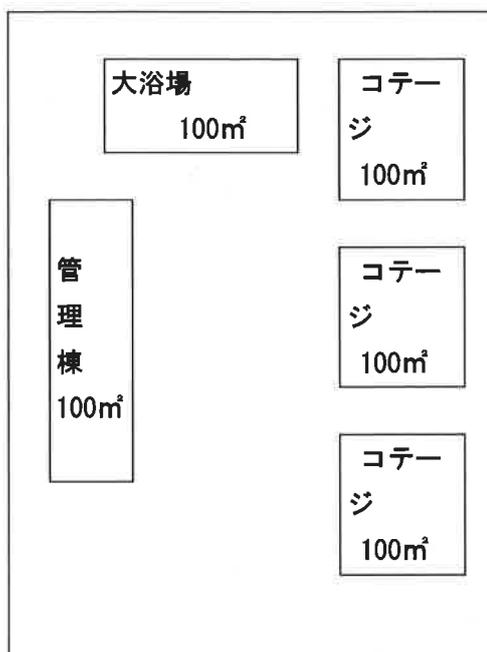
- ・ 主要な用途は店舗。
- ・ 個々の棟の店舗の面積は200㎡未満のため特定生活関連施設とはなりません。

【事例2】同一敷地内に同一用途の複数の建築物がある場合（その2）



- ・ それぞれの店舗及び付属施設は生活関連施設となります。
- ・ 店舗②のみが200㎡以上のため特定生活関連施設となります。
- ・ 店舗②にトイレを設置するのであれば、そのトイレは整備基準に適合させるものとします。
- ・ トイレが付属施設に別棟として設置されている場合は、付属施設のトイレを店舗②のトイレとみなして基準を適用します。
- ・ 付属施設と店舗②の敷地内通路については車椅子使用者等が通行しやすいような整備は必要であり、施設間の距離もあまり離れていないかどうか判断する必要があります。

【事例3】同一敷地内に同一用途の複数の建築物がある場合（ホテルの場合）



- ・ 主要な用途はホテルです。
- ・ 複数棟型のホテルの場合、生活関連施設が特定生活関連施設になるか否かの判断は管理単位ごとに行います。
- ・ 個々の棟の面積は500㎡未満だが、管理単位（フロント機能）では500㎡となり、特定生活関連施設となります。
- ・ 整備基準の適用範囲も管理単位となります。また、管理単位全体の規模で個別の整備基準の適用を判断します。

関連条文：条例第20条、規則別表第1

1-6 1の建築物に2以上の用途がある場合、特定生活関連施設の判断について

- ①別表第1建築物の項の生活関連施設欄1～22に掲げる用途ごとに分類します。
- ②各施設を別表第1建築物の項の生活関連施設欄の各用途ごとの細区分に分類します
- ③②の細区分ごとの床面積の合計を算出し、細区分ごとに生活関連施設か特定生活関連施設かを判断します。
 - ・ この場合、用途ごとの床面積にはバックヤード等を含み、他の用途と共有されている共有部分の床面積は含みません。
 - ・ 共有部分とは、階段、エレベーター、廊下、共有便所、玄関ホールなどをいいます。なお、生活関連施設欄1～18の生活関連施設と共有部分の合計が2,000㎡以上の場合は特定生活関連施設（生活関連施設欄19）となります。
- ④整備基準の審査対象箇所
 - ・ それぞれ同一用途ごとの特定生活関連施設の専用部分、専用部分を利用する際に利用できる経路及びその施設までの利用円滑化経路
 - ・ 複合施設全体の床面積の合計が2,000㎡以上（生活関連施設欄20～22を除く。）であれば生活関連施設の専用部分及びすべての共有部分

1つの建築物に2以上の用途が存在する具体例

【事例1】1以上の用途の床面積が規則別表第1の規模以上の場合（その1）

（用途の床面積の合計は1,000㎡未満）

| | | | |
|----|------------------|-----------|-----|
| 2階 | 物品販売店①専用部分（100㎡） | 共用部分（50㎡） | ←入口 |
| 1階 | 物品販売店②専用部分（150㎡） | 共用部分（50㎡） | |
| 地階 | 飲食店 専門部分（150㎡） | 共用部分（50㎡） | |

1 個別の用途ごとで判定

| 区分 | 生活関連施設の規模 | | 特定生活関連施設の判定 | |
|---------|-----------|------|-------------|----------------------------|
| | 専用部分 | 用途合計 | | |
| 物販店① 2階 | 100㎡ | 250㎡ | ≥200㎡ | 特定生活関連施設に該当 ※1、2階が協議の対象 |
| 物販店② 1階 | 150㎡ | | | |
| 飲食店 地階 | 150㎡ | 150㎡ | <200㎡ | 特定生活関連施設に該当しない |

2 複合施設に該当するかを判定

| 区分 | 専用 | 共用 | 合計 | 特定生活関連施設の判定 | |
|---------|------|-----|------|-------------|----------------|
| 物販店① 2階 | 100㎡ | 50㎡ | 150㎡ | <2000㎡ | 特定生活関連施設に該当しない |
| 物販店② 1階 | 150㎡ | 50㎡ | 200㎡ | | |
| 飲食店 地階 | 150㎡ | 50㎡ | 250㎡ | | |

よって、施設整備基準の部分は、

| | | | |
|----|-----------------|-----------|-----|
| 2階 | 物品販売店専用部分（100㎡） | 共用部分（50㎡） | ←入口 |
| 1階 | 物品販売店専用部分（150㎡） | 共用部分（50㎡） | |
| 地階 | 飲食店 専門部分（150㎡） | 共用部分（50㎡） | |

施設整備基準の部分

【事例2】② 1以上の用途の床面積が規則別表第1の規模以上の場合（その2）

（用途の床面積の合計は2,000㎡以上）

| | | | |
|----|-----------------|-----------|---------------|
| 2階 | 物品販売店専用部分（600㎡） | 共用部分（50㎡） | ホテル専用部分（500㎡） |
| 1階 | 事務所専用部分（750㎡） | 共用部分（50㎡） | ホテル専用部分（500㎡） |
| 地階 | 映画館専用部分（1,000㎡） | 共用部分（50㎡） | 飲食店専用部分（400㎡） |

ケース1 個別の用途ごとで判定

| 区分 | 生活関連施設の規模 | | 特定生活関連施設の判定 | |
|--------|-----------|--------|-------------|----------------|
| | 専用部分 | 合計 | | |
| 物販店 2階 | 600㎡ | 600㎡ | ≥200㎡ | 特定生活関連施設に該当 |
| ホテル 2階 | 500㎡ | 1000㎡ | ≥500㎡ | 特定生活関連施設に該当 |
| 1階 | 500㎡ | | | |
| 事務所 1階 | 750㎡ | 750㎡ | <1,000㎡ | 特定生活関連施設に該当しない |
| 映画館 地階 | 1,000㎡ | 1,000㎡ | ≥1,000㎡ | 特定生活関連施設に該当 |
| 飲食店 地階 | 400㎡ | 400㎡ | ≥200㎡ | 特定生活関連施設に該当 |

ケース2 複合施設に該当するかを判定

| 区分 | 専用 | 共用 | 合計 | 特定生活関連施設の判定 | |
|--------|--------|-----|--------|-------------|-------------|
| 物販店 2階 | 600㎡ | 50㎡ | 3,900㎡ | ≥2,000㎡ | 特定生活関連施設に該当 |
| ホテル 2階 | 500㎡ | | | | |
| 1階 | 500㎡ | | | | |
| 事務所 1階 | 750㎡ | | | | |
| 映画館 地階 | 1,000㎡ | 50㎡ | | | |
| 飲食店 地階 | 400㎡ | | | | |

よって、施設整備基準の部分は

| | | | |
|----|-----------------|-----------|---------------|
| 2階 | 物品販売店専用部分（600㎡） | 共用部分（50㎡） | ホテル専用部分（500㎡） |
| 1階 | 事務所専用部分（750㎡） | 共用部分（50㎡） | ホテル専用部分（500㎡） |
| 地階 | 映画館専用部分（750㎡） | 共用部分（50㎡） | 飲食店専用部分（400㎡） |

施設整備基準の部分

【事例3】③ 1以上の用途の床面積が規則別表第1規模以上の場合（その3）

（用途の床面積の合計は2,000㎡未満）

| | | | | |
|----|-----------------|---------------|----------------|----------------|
| 1階 | 事務所 (200㎡) | 飲食店① (90㎡) | 飲食店② (100㎡) | 小売店 (500㎡) |
| | 玄関ホール (200㎡) | | | 共同便所 (100㎡) |

ケース1 個別の用途ごとで判定

| 区 分 | 生活関連施設の規模 | | 特定生活関連施設の判定 | |
|---------|-----------|------|-------------|----------------|
| | 専用部分 | 合 計 | | |
| 事務所 1階 | 200㎡ | 200㎡ | <2,000㎡ | 特定生活関連施設に該当しない |
| 飲食店① 1階 | 100㎡ | 190㎡ | <200㎡ | 特定生活関連施設に該当しない |
| 飲食店② 1階 | 90㎡ | | | |
| 小売店 1階 | 500㎡ | 500㎡ | ≥200㎡ | 特定生活関連施設に該当 |

ケース2 複合施設に該当するかを判定

| 区 分 | 専用 | 共用 | 合計 | 特定生活関連施設の判定 | |
|---------|------|------|--------|-------------|----------------|
| 事務所 1階 | 200㎡ | 300㎡ | 1,190㎡ | <2,000㎡ | 特定生活関連施設に該当しない |
| 飲食店① 1階 | 90㎡ | | | | |
| 飲食店② 1階 | 100㎡ | | | | |
| 小売店 1階 | 500㎡ | | | | |

よって、施設整備基準の部分は

| | | | | |
|----|---------------|---------------|----------------|----------------|
| 1階 | 事務所 (200㎡) | 飲食店① (90㎡) | 飲食店② (100㎡) | 小売店 (500㎡) |
| | 玄関ホール | | | 共同便所 (100㎡) |

△

施設整備基準の部分

・玄関から小売店への通路部分は適用となる。また、小売店の内部に便所がない場合共同便所も適用となる。

・駐車区画または、公道から建築物出入口までの敷地内通路は整備基準適用となる。

関連条文：条例第20条、規則別表第1

1-7 1敷地内に複数棟の計画がある場合、事前協議は敷地単位ですか。または棟単位ですか。

棟単位となり、複数棟分の事前協議を行います。

関連条文：条例第 20 条

1-8 1の建築物に複数の同一用途がある場合、特定生活関連施設の判断について

棟ごと用途ごとの合計面積で判断するため、複数の同一用途の規模の合計で特定生活関連施設に該当するか判断します。

関連条文：条例第 20 条、別表第 1

1-9 用途の変更を行う場合の取り扱いについて

用途変更を行う部分は、整備基準の適合義務が生じます。

事前協議の手続きについては、用途変更部分のみで特定生活関連施設かどうかを判断するのではなく、用途変更部分と既設部分を併せた施設全体が特定生活関連施設に該当し、用途変更について建築確認が必要な場合に事前協議が必要となります。

関連条文：条例第 15 条、20 条

1-10 建築物の「部分」について適合証は交付できますか。

建築物の「部分」については、適合証は交付できません。

適合証の交付は棟ごととなりますので、棟全体として適合する必要があります。ただし、生活関連施設に該当しない部分については、除きます。

関連条文：条例第 18 条

1-11 一部適合の場合、適合証は交付できますか。

交付できません。

関連条文：条例第 18 条

1-12 小規模建築物に関する整備基準に適合する施設に適合証を交付できますか。

交付できません。

小規模建築物の整備基準は通常の基準より大幅に緩和した規定であるため、適合証は建築物に関する通常の整備基準に適合した場合に限定します。

関連条文：条例第 18 条

1-13 国や県、市町村が建設する施設の通知先はどこですか。

直接、県庁の障害保健福祉課に通知します。（市や土木事務所ではありません。）

関連条文：条例第 32 条

1-14 計画の変更を行う場合の協議はいつ行いますか。

当該工事に着手する日の30日前までに行う必要があります。

協議先への早めの相談が施設設置者等の負担軽減に繋がります。

関連条文：条例第20条

1-15 バリアフリー法の特別特定建築物に該当する施設は、事前協議の対象ですか。

事前協議の対象になります。

なお、特別特定建築物の場合、バリアフリー法の項目は建築確認の際にチェックされます。よって、事前協議の際に重複する項目については協議を省略しています。

(特別特定建築物用の様式を障害保健福祉課のHPで公表しています。(第2号様式その1「建築物(特別特定建築物)」))

関連条文：条例第20条

1-16 公園等に適合証は交付できますか。

交付できません。

関連条文：条例第18条

2. 生活関連施設の定義等

2-1 建築基準法における仮設建築物は条例の適用対象となりますか。

生活関連施設に該当する場合、仮設か否かに関わらず条例の適用対象となります。

ただし、工場や事務所など特定の人が利用する施設における建替え等のための代替建築物で一年以内の限られた期間の利用については事前協議などの手続きを省略しています。

なお、建替え等のための代替建築物ではなく、集客を目的として建築される仮設建築物(仮設興業場、博覧会建築物、マンションのモデルルーム(商談スペース等があるもの)、店舗等)については、期間に関わらず条例適用対象ですのでご注意ください。

関連条文：条例第15条、20条、規則別表第1

2-2 グループホームは条例の適用対象となりますか。

社会福祉施設に該当するもの以外については、共同住宅又は寄宿舎に該当し、条例の適用対象となります。

ただし、共同住宅又は寄宿舎に該当する場合でも、高齢者用のグループホームで介護老人保健施設等に併設される場合は社会福祉施設に該当し条例の適用対象となります。

関連条文：規則別表第1

2-3 認可外保育施設は条例の適用対象となりますか。

社会福祉施設に該当し、条例の適用対象となります。

関連条文：規則別表第1

2-4 学童保育（放課後児童クラブ）は条例の適用対象となりますか。

社会福祉施設に該当し、条例の適用対象となります。

関連条文：規則別表第1

2-5 集会場は条例の適用対象となりますか。

集会場は不特定多数の者が集会等に利用する建築物又はその部分をいうため、面積を問わず条例の適用対象となります。

また、主要な使用形態が集会場に該当しない建築物であっても、大きな会議室やホテルの大宴会場など、建築物の一部に不特定多数の者が集まり、一般の集会等にも使用できる室（200㎡以上）があるものについては、集会場にも該当するものとして取り扱います。

また、地区公民館・地区集会場についても、1つの客席部分の面積が200㎡以上のものを集会場として取り扱います。

関連条文：規則別表第1

2-6 宗教法人の礼拝施設は条例の適用対象となりますか。

日曜礼拝等、信者のみが利用する場合は生活関連施設に該当しません。

ただし、結婚式などで不特定多数の者の集会、会合に利用する場合には集会場として扱います（事前協議が必要です。）。

関連条文：規則別表第1

2-7 携帯電話ショップは条例の適用対象となりますか。

公益事業の店舗に該当し、条例の適用対象となります。

関連条文：規則別表第1

2-8 郵便局は条例の適用対象となりますか。

銀行等の店舗に該当し、条例の適用対象となります。

関連条文：規則別表第1

2-9 銀行ATMのコーナーは条例の適用対象となりますか。

銀行等の店舗に該当し、条例の適用対象となります。

関連条文：規則別表第1

2-10 ガソリンスタンドは条例の適用対象となりますか。

物販店に該当し、条例の適用対象となります。

関連条文：規則別表第1

2-11 百貨店、マーケット等の施設内に設けられる飲食店、ゲームセンターは条例の適用対象となりますか。

飲食店、ゲームセンター等の床面積も含めて物販店として扱います。ただし、それぞれの用途が明確に区分されている場合（フロア毎に用途が区分されている等）には、1の建築物に2以上の用途が存在する複合建築物の考えを準用します。

関連条文：条例第20条、規則別表第1

2-12 ホテル、旅館内に設けられる飲食店、物品販売店、サービス店舗等は条例の適用対象となりますか。

飲食店、物品販売店、サービス店舗等の用途に供する面積を含めホテル、旅館として扱います。

関連条文：条例第20条、規則別表第1

2-13 英会話教室、学習塾、音楽教室、書道教室、華道教室、料理教室等は条例の適用対象となりますか。

各種学校等の認可を受けているものは学校等、その他のものはサービス業の店舗に該当し、条例の適用対象となります。

関連条文：規則別表第1

2-14 犬猫病院は条例の適用対象となりますか。

サービス業の店舗に該当し、条例の適用対象となります。

関連条文：規則別表第1

2-15 整骨院は条例の適用対象となりますか。

医療施設に該当する場合は、条例の適用対象となります。また、医療施設に該当しない場合であっても、サービス業の店舗に該当し、条例の適用対象となります。

関連条文：規則別表第1

2-16 フィットネスクラブ、スポーツクラブ、ゴルフ練習場、バッティング練習場は条例の適用対象となりますか。

スポーツ施設に該当し、条例の適用対象となります。なお、会員制であるか否かは問いません。

関連条文：規則別表第1

2-17 マージャン店、パチンコ店、ゲームセンターは条例の適用対象となりますか。

遊技場に該当し、条例の適用対象となります。

関連条文：規則別表第1

3. 基準の解釈等

3-1 床面積とは何ですか。

別表第1の生活関連施設において、その施設の目的のために供される部分です。

- ・ 出入口、廊下等、階段、エレベーター、居室、便所、屋内駐車場など多数の者が利用する部分に加え、事務室、従業員便所、保安室、バックヤード、倉庫など当該用途に付随して利用される部分の面積を含みます。ただし、整備の範囲は多数の者が利用する部分に限ります。
- ・ 同一敷地に複数の建築物が存在する場合は、建築物ごとに床面積を算定して、当該建築物が特定生活関連施設の規模に該当するかどうかを判断します。ただし、複数棟型のホテルの場合は管理単位で判断します。
- ・ 床面積の算定方法は、建築基準法の床面積の算定に準じます。

関連条文：規則別表第1

3-2 利用居室とは何ですか。

多数の者が利用する居室であり、福祉のまちづくり条例においては、病院及び診療所における病室、ホテル等における車いす使用者用客室、車いす使用者用浴室、共同住宅の住戸を含みます。

関連条文：条例第14条、規則別表第2

3-3 多数の者が利用する部分とは何を指しますか。

条例において、「多数の者」とは、建築物を利用し、当該建築物においてサービス等の提供を受けるもので、つまり、管理者や従業員などを除く、施設の利用者や来客者などを指すものです。

- ・ 例えば学校については、生徒や外来者が利用する部分です。なお、「図書室が地域に開放されて、不特定かつ多数の者が敷地内通路や校舎内の廊下及び図書室を利用する場合の当該部分」などは不特定かつ多数の者が利用する部分として、想定されます。
- ・ 保育所については、乳幼児およびその関係者が利用する範囲が基準の適用範囲となります。
- ・ 事務所、工場については、従業員以外の外来者が利用する部分が、共同住宅等については、住戸内部を除く共用部分が、基準の適用範囲となります。
- ・ 病院及び診療所は、患者などが利用する部分が基準の適用範囲となります。

関連条文：条例第14条、規則別表第2

3-4 出入口、廊下、傾斜路の有効幅員はどの寸法ですか。

出入口の幅については、実際の有効幅をいい、引き戸であれば戸の引き残しを、開き戸であれば戸の厚みを含めない寸法で計測します。親子ドアや両開きのドアについては原則として片側のみの有効幅員となります。

廊下等、傾斜路に手すりがある場合の有効幅については、「手すりの内側における寸法」となります。

関連条文：規則別表第2

3-5 物販店の陳列棚間の通路は廊下等に該当しますか。

該当します。

物販店の場合、陳列棚等の間隔については、廊下等の基準を全て満たす必要があります。

関連条文：規則別表第2

3-6 転回できる広さと回転できる広さの区別は何ですか。

回転できる広さとは、車いすが360度回ることができるような1.5m×1.5mのスペースのことです。

転回できる広さとは、車いすが180度回ることができるような1.4m×1.4mのスペースのことです。

関連条文：規則別表第2

3-7 階段の踏面の端部とその周囲の部分との色の明度の差が大きいこと等により段を容易に識別できるものとするとはどういうものですか。

段鼻、踏面を視覚障害者等が識別しやすいように、色彩、明度、仕上げ等の差に配慮するための規定です。

段鼻を明確に確認、識別させる方法としては様々な方法が考えられますが、例えばノンスリップなどの滑り止めの色を明度差の大きいもの（明度差5以上または輝度比2以上）にすることも一つの方法です。

関連条文：規則別表第2

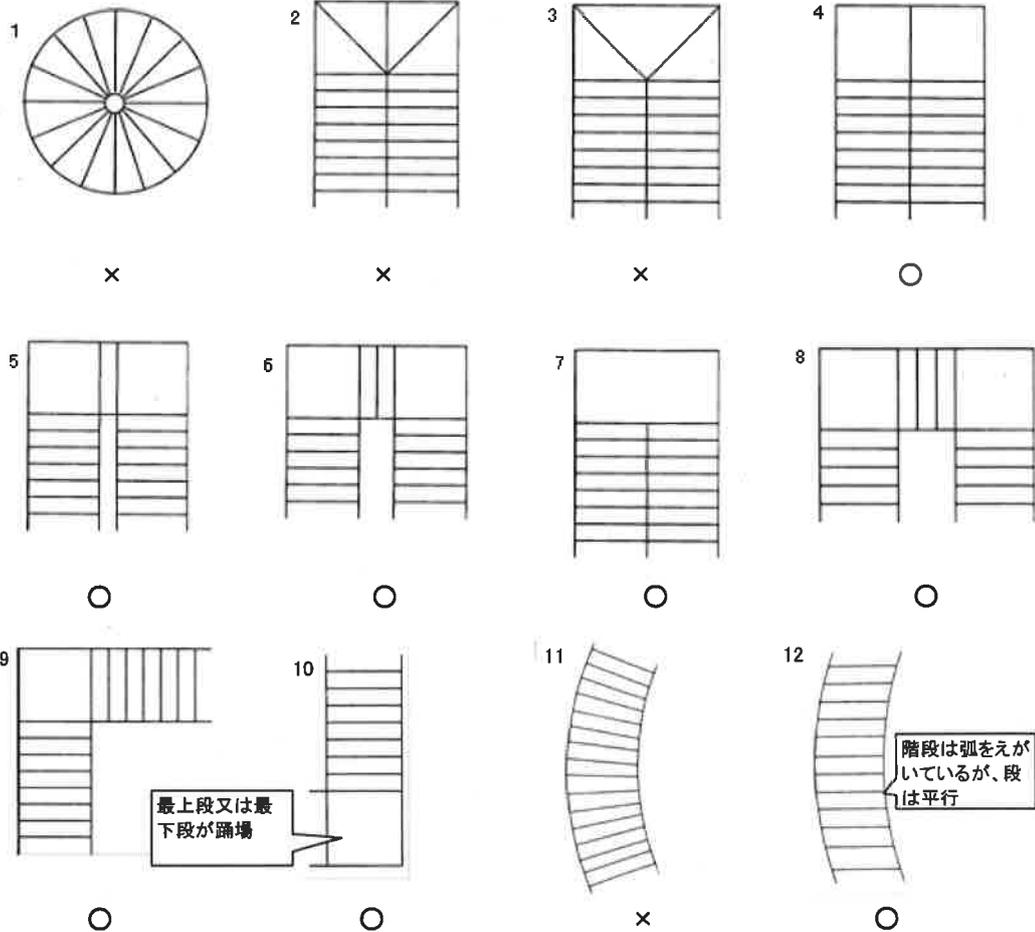
3-8 階段のつまずきにくい構造とはどういうものですか。

必ずけ込み板を設け、踏面およびけ込み板の面をそろえるなど階段を昇る際につま先がひっかからないような措置です。

関連条文：規則別表第2

3-9 次のような階段のうち認められる（「回り段」に該当しない）ものはどれですか。

下図のうち、整備基準に適合の階段を「○」、不適合の階段を「×」で示します。



関連条文：規則別表第2

3-10 学校等に車いす使用者用駐車場は必要ですか。

利用者（学生や外来者など）のための駐車場を設ける場合は必要です。

関連条文：規則別表第2

3-11 案内設備とは何ですか。

案内設備とは、案内板（建築物等施設全体を把握することができるもの。点字付含む。）、モニター付インターフォンのような音声による誘導案内設備等、又は案内所（施設において従業員などが常時配置され、施設全体の案内が可能な総合案内、フロント、受付、レジカウンター等）をいいます。

関連条文：規則別表第2

3-12 視覚障害者用誘導用ブロック（線状ブロック等および点状ブロック等の色は決められていますか。

視覚障害者誘導用ブロックの色については「原則黄色とする」必要があります。これはアスファルト路面等において、黄色が「周囲の床材の色と明度差の大きい色」となることが多いためです。しかし、周囲の路面又は床材の色によっては、弱視者が視覚障害者用床材を識別することが難しくなる場合があります。このような場合、弱視者が視覚障害者用床材を識別しやすいよう、床面の色と輝度比2以上または明度差5以上が確保できれば、黄色以外の色を用いることも可能です。

関連条文：規則別表第2

3-13 道等から案内設備までの視覚障害者誘導用ブロックの敷設について、老人福祉施設、児童福祉施設等は、敷設義務の対象ですか。

利用者が特定される施設であっても、盲学校のように視覚障害者誘導用ブロックの敷設が必要な施設もあります。用途ではなく、外部から訪れる方又は視覚障害者の利用があるかによります。

老人福祉施設では、老人デイサービスセンターや老人福祉センターなど、児童福祉施設では、児童館などが対象となります。

関連条文：規則別表第2

3-14 通所系の福祉施設は、視覚障害者用ブロックの敷設の義務対象ですか。

不特定かつ多数の者が利用する施設となり、視覚障害者用ブロックの敷設の対象です。

関連条文：規則別表第2

3-15 老人ホームは視覚障害者誘導用ブロックの敷設の義務対象ですか。

通常の老人ホーム等の場合、内部の廊下等は入所者という特定の者が利用するとみなされ、点状ブロック等の敷設は適用されません。

ただし、「通常の老人ホーム等」の単独施設ではなく、老人福祉センターと老人ホームが併設されるケースなど、当該施設を不特定の者や視覚障害者の利用が想定されるなどの場合には、敷設が必要です。

関連条文：規則別表第2

3-16 複数のテナントが集まった施設の場合、視覚障害者誘導用ブロックの敷設はどこに必要ですか。

基本的に各店舗の案内設備までの誘導が必要です。

関連条文：規則別表第2

3-17 視覚障害者利用円滑化経路において、車路と交差する部分はどのような配慮が必要ですか。

車路と交差する部分の前後には注意喚起ブロックの敷設が必要です。

ちなみに車路上にはエスコートゾーン（道路横断帯）用点字ブロックを敷設するケースもあります。

関連条文：規則別表第2

3-18 スポーツ施設に設ける車いす使用者用浴室等について、シャワー室の設置でもよいですか。

シャワー室のみの設置でもよいです。なお、浴槽を設ける場合は、高齢者や障害者等が円滑に利用できる浴槽やてすり等を設ける必要があります。

シャワー室は、車いす使用者が円滑に利用できる十分な空間を有し、手すりを適切に配置する必要があります。

関連条文：規則別表第2

3-19 シャワーブースの大きさはどの程度必要ですか。

360° 回転できるスペースが望ましいが、少なくとも 180° 転回できる大きさが必要です。

関連条文：規則別表第2

3-20 ファストフード店に有るような注文カウンターは、受付カウンター等に該当しますか。

該当します。

受付カウンター等とは、車いす使用者等がカウンターの向こう側の施設管理者等と物品や書類の受け渡し、注文・支払い等のやりとりが必要な場所も該当します。

関連条文：規則別表第2

3-21 共同住宅で廊下の転回場所（1.4m×1.4mのスペース）は必要ですか。その場合、階段入口やエレベーターの乗降ロビーが基準を満たしている場合、転回場所としてよいですか。

共有部分の廊下は利用円滑化経路に該当し、転回場所が必要です。廊下の末端付近（末端より概ね 10m 以内）で転回できる広さが確保されていれば階段入口やエレベーターの乗降ロビーも転回場所として扱います。

関連条文：規則別表第2

3-22 エレベーター等の付近に掲示する、その旨を表示する標識は、各階に設ける必要がありますか。

各階に設置する必要があります。ただし、利用居室及び車いす利用者用便房を有しない階は除きます

関連条文：規則別表第2

3-23 オストメイト用設備を設ける必要のある用途の既存施設に増築を行うことで、増築後の用途面積の合計が、2,000平方メートル以上となる場合、オストメイト対応設備の設置は必要ですか。

既存建築物に設置規定がない建築物においても、増築後の用途面積が2,000平方メートル以上となる場合、設置基準が適用されます。したがって、既存部分又は増築等の部分どころかにオストメイト用設置を1以上整備する必要があります。

乳幼児用のいす、乳幼児用ベッド及び授乳場所等の用途面積に応じて適用される整備基準の適用についても同様の取り扱いとなります。

関連条文：規則別表第2